

## 巻末資料

### 1. 参考文献

本計画の作成にあたり、参考にした文献等を以下に示す。

(左から著者(编者)、出版年、書籍名、発行)

#### 第1章

- ・須崎市地震・防災課地域おこし協力隊(2020)『土佐藩砲台跡-史跡の来歴と砲台の軍事的機能-』須崎市
- ・高知県立歴史民俗資料館(1992)『高知県立歴史民俗資料館年報 平成4年度 No. 2』高知県歴史民俗資料館
- ・須崎市(2025)『須崎市総合計画』須崎市
- ・須崎市教育委員会(2024)『第3期須崎市教育大綱』須崎市
- ・須崎市教育委員会(2024)『第3期須崎市教育振興基本計画』須崎市
- ・須崎市(2025)『須崎市地域防災計画(地震・津波火災災害対策編)』須崎市
- ・須崎市(2022)『須崎市森林整備計画』須崎市
- ・高知県(2021)『高知県文化財保存活用大綱』高知県

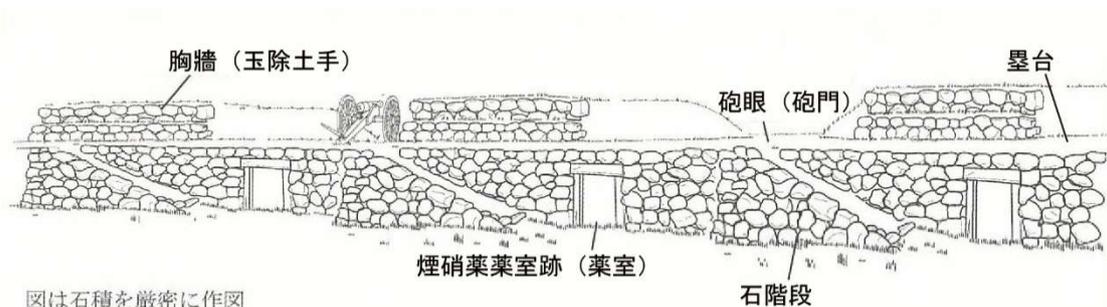
#### 第2章

- ・文化庁 国指定文化財等データベース(2025年7月17日確認)
- ・高知県(1928)『高知縣史蹟名勝天然記念物 第一輯』高知県
- ・須崎市教育委員会(2008)『須崎市土佐藩砲台跡試掘確認調査報告書』須崎市教育委員会
- ・須崎市史編纂委員会(1974)『須崎市史』須崎市
- ・須崎市史編纂委員会(2015)『須崎市史 平成26年編』須崎市
- ・高知県(2014)『高知県公報号外 第28号』高知県
- ・高知県レッドデータブック(動物編)改訂事業 改訂委員会(2018)『高知県レッドデータブック 2018 動物編』高知県林業振興・環境部 環境共生課
- ・須崎史談会(1995)『須崎史談』第103号 須崎史談会
- ・西ヶ谷恭弘編(2002)『国別城郭・陣屋・要害・台場事典』東京堂出版
- ・高知県立埋蔵文化財センターホームページ 講座「土佐の砲台跡」(2025年6月18日確認)
- ・須崎市議会事務局(2024)『須崎市政概要 2024』須崎市議会事務局
- ・総務省(2020)『国勢調査』
- ・高知県編(1977)『高知県史 古代中世史料編』高知県
- ・川勝政太郎(1978)『日本石造美術辞典』東京堂出版
- ・西本沙織(2020)「四国の石造層塔」『日引』第17号 石造物研究会
- ・「角川日本地名大辞典」編纂委員会 編纂(1986)『角川日本地名大辞典 39 高知県』角川書店
- ・木村剛朗(1983)『高知県梶原の縄文遺跡と遺物-県西部縄文期の内陸部における様相-』

自費出版

- ・山本大監修（1983）『高知県の地名 日本歴史地名体系 40 巻』平凡社
- ・岡本健児編著（1989）『日本の古代遺跡 39 高知』保育社
- ・高知県文化財団埋蔵文化財センター（1996）『須崎道路（吾井郷地区）埋蔵文化財確認調査報告書 高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第 26 集』高知県文化財団埋蔵文化財センター
- ・高知県文化財団埋蔵文化財センター（1998）『飛田坂本遺跡-四国横断自動車道（伊野～須崎間）建設に伴う発掘調査報告書- 高知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 第 35 集』高知県文化財団埋蔵文化財センター
- ・寒川旭（2007）『地震の日本史-大地は何を語るのか-』中公新書
- ・荻慎一郎・森公章・市村高男 他（2001）『高知県の歴史 県史 39』山川出版社
- ・国史跡土佐藩砲台跡-須崎湾防備のために築かれた幕末の砲台跡-すさきまちかどギャラリー/旧三浦邸

## 2. 用語解説



土佐藩砲台跡模式図（「土佐藩砲台跡-史跡の来歴と砲台の軍事的機能-」より）

### ・壘台

土で造られ、背面全体に石積みがなされた堤防状の構造物である。石積みがなされた理由は不明確だが、被弾時の衝撃で壘台が崩壊するのを防ぐ目的があったと推察される。積み方は大部分が自然石を利用した「野面積み」である。

### ・煙硝薬室跡 (薬室)

壘台背面を掘削する形で複数の室があり、「薬 (装薬)」を格納する施設である。「薬室」内部には装薬の他に炸薬を充填した榴弾が収められていたと考えられる。

### ・石階段

硝煙薬室跡に石階段が付属しており、薬室から砲弾や装薬を砲座まで運搬する用途で設けられたものと考えられる。

### ・胸牆 (玉除土手)

壘台上に設けられた分厚い土手のことで、飛来する敵弾から兵器や兵員を守る役割があった。

### ・砲眼 (砲門)

本史跡（西砲台）の場合、胸牆と胸牆の間の床面（砲座）に火砲が設置され、射撃が行われる構造であり、胸牆間を砲眼（砲門）という。

### 3. E. 史跡の活用に関する諸要素

第3章第3節で示した「E. 史跡の活用に関する諸要素」を以下に示す。

(分布図は p. 87 図 51 参照)

要素	概要
 <p data-bbox="363 689 448 719">新莊川</p>	<p data-bbox="643 443 1394 674">平成 24 年（2012）に絶滅種と指定されたニホンカワウソが、昭和 54 年（1979）に最後の生息が確認された川として知られる。須崎市史には文久 4 年（1864）に下分村の御山番が西砲台構築にあたり、石垣の石を寄付したとの記述がある。また、地域住民によると寄付された石は新莊川の河石であるといわれている。</p>
 <p data-bbox="260 1048 555 1077">新莊川河口～角谷岬海浜</p>	<p data-bbox="643 857 1394 969">昭和 41 年（1966）に土佐藩砲台から発射されたと思われる砲弾が発見された場所である。砲弾は、現在須崎市教育委員会で保管している。</p>
 <p data-bbox="331 1406 491 1435">二つ石大師堂</p>	<p data-bbox="643 1122 1394 1429">昔の西町大師堂付近は、海中に突き出た岬であった。先端には大きな二つの岩があり、その間を廻って通行していたため海に転落する者や水死するものが多く難所であった。ある時、弘法大師が巡礼の際に水難防止と航海安全を祈願して仏像を刻み、お堂を創建したのが二つ石大師の起源と伝えられる。その後、二つ石は砂中に埋没し市街地の一角となったが、令和 4 年（2022）に再発見され、数百年ぶりにその姿を地表に表すこととなり、現在公開されている。</p>
 <p data-bbox="363 1765 448 1794">大善寺</p>	<p data-bbox="643 1458 1394 1809">大善寺は、和州長谷寺小池坊の末寺、弘法大師の開基、本尊阿弥陀如来は恵信（源信）作と伝えられている。境内には、須崎市指定文化財である筆塚（右写真）がある。下分村出身・下元西州の死後天保 14 年（1843）に廃筆を埋め、台座の上に石碑が建てられた。</p> 



須崎送番所跡推定地

中村街道に沿った現中町2丁目の北西隅に置かれた送番所跡で、開設は元禄期（1688～1704年）以前といわれるが不明である。

文久元年（1861）の『須崎郷浦納処取扱並地下仕法差出』（甲藤氏蔵）によると、当番所には平日は送夫20人、伝馬2疋が常駐し、東の戸波郷（現土佐市）、西の久礼村（現高岡郡中土佐町）へ公文書・官物・役人などを運ぶ業務を行った。

山崎正善碑  
ノルマントン号事件の碑

明治19年（1886）10月、横浜発神戸行き英国汽船ノルマントン号が紀州沖を通過の際に難破した。船長以下26人の外国人船員全員はボートで脱出したが、日本人乗客25人全員が水死した。そのなかに、新土居（現津野町）の山崎正善も乗船していた。裁判では、不平等条約により船長は無罪となり、裁判の不当性に国民は憤慨した。政府は条約改正に向けて諸外国と交渉を重ねて条約改正に成功し、日本が近代国家へと発展していくきっかけとなる。



須崎八幡宮

正安3年（1301）、この地に八幡宮が祀られていた。宝永の大地震の津波で八幡宮の神輿が伊豆まで流されたが、流れ着いた伊豆では豊漁が続いた。この噂が須崎市まで伝わり、伊豆まで神輿を迎えに行ったことが木札に記録されている。

須崎市指定文化財「絵金の芝居絵」があったが、現在は中土佐町立美術館で保管されている。



恵比須（蛭子）神社

天正期、長宗我部地検帳に「夷ヤシキ」と記録されている。江戸時代、町が大火で燃えたとき、この神社が焼け残ったことから町の繁盛と火を防ぐ神としてあがめられている。藩政時代には奉納相撲が行われ、蛭子相撲といって近隣にも聞こえていたという。



圓龍寺の句碑

境内に松尾芭蕉の句碑と2つの句碑が建っている。須崎の文人が、「奥の細道」の句集を編した俳人芭蕉を畏敬して建立した。

「春もやや景色ととのふ月と梅」。

芭蕉句碑を天保11年（1840）一盤社中が建立した。

「かねてより脱ぐべき笠や月と梅」

六華庵茶夕の句碑は明治36年（1900）に建立した。

「喜心を移せば等し月と梅」

四沢庵春江（医師宮尾司）の句碑は明治43年（1907）に建立した。



須崎村庄屋敷跡

山内藩政時代、須崎村（須崎郷浦）に庄屋が置かれ、川渕氏が幕末まで代々世襲をして村方の支配をしてきた。幕末期には、土佐勤王党员として天誅組に参加し、そのあと大和十津川で倒幕の兵を起こした吉村虎太郎が転任してきた。虎太郎は、郡奉行の役人と宴席で口論となり呼び捨て事件を起こし、下分村庄屋（新荘）へ転任となる。明治15年（1882）から須崎でのキリスト教伝道が開始され、明治39年（1906）に教会が建設され、現在は日本キリスト教団須崎教会となっている。



旧三浦邸  
(すさきまちかどギャラリー)

江戸末期から続く商家で、酒造、米穀業、製紙業、金融など多岐にわたる事業を行い、須崎の町の発展に大きく寄与した三浦家の元邸宅である。大正5年頃（1916）築といわれる塗屋造りの建物は高知を代表する商家建築である。国登録有形文化財であり、現在はすさきまちかどギャラリーとして活用されている。



津野神社（孝山寺跡）

創建年代不詳。戦国末期津野家最後の当主津野孫次郎親忠を祀る。親忠は土佐国主長宗我部元親の三男に生まれ、幼少より津野家へ養子に入る。豊臣秀吉の四国討伐後は人質として大坂へ行く。文禄の役（1592年）に従軍渡海する。城下を姫野々より港町須崎へと移し領国経営に専念するが長宗我部家の内紛により岩村（現香美市土佐山田町）に幽閉され、関ヶ原合戦（1600年）の後に切腹する。領民は孝山様として各地にお堂を建立する。



大善寺・津野神社地蔵石仏

宝永大地震に関わる供養の石仏として、大善寺（写真左）と津野神社（写真右）に台座に乗る地蔵石仏がある。2基の台座の銘文は同内容であるが、1字のみ異体字となっている。銘文をみると、被害状況や宝永地震後の33回忌に石仏と台座2基が造立されたものであることがわかる。



住吉神社

創建年代不詳、天正15年（1587）長宗我部地検帳に「若宮馬場」と記録されている。住吉三神を祀っている。住民に住吉様と親しまれ、航海の安全、漁業の守護神として信仰されてきた。戦前に昭和天皇が巡幸のおり、軍馬をご覧になられたところでもある。



須崎新町津波之碑

須崎市内で発生したチリ地震津波被害を受けて実施した対策事業の竣工を記念して建てられた碑である。



原町の地蔵堂

古くから火除けのお地蔵様として信仰されてきた。昔から原町に火災がないのは、このお地蔵様のご利益と伝えられてきた。宝永4年（1707）の大地震のあり、津波が本堂まで押し寄せ屋根上の宝珠の部分のみが見えていたという。須崎村の溺死者は約400人と記録されている。境内には、昭和南海大地震の碑（右写真参照）がある。



糺鴨神社

創建年代不詳、天正15年（1587）の長宗我部地検帳に「糺宮（ただすのみや）」と記録されている。京都の賀茂社を勧請した。下鴨社の境内地は糺の森と言われ、この森に由来して糺鴨神社という。また、天神社を合祭しているところから天神様でも親しまれている。

梅画の名人といわれ、宝永津波溺死の塚の撰文で有名な古屋竹原も厚く崇敬した神社で、古屋家の寄進した刀や絵馬が伝わる。

須崎市指定文化財「糺鴨神社の日本刀」があったが、現在は高知県立歴史民俗資料館で保管されている。



発生寺

幕末期発生寺は、住職であった智隆和尚の勤王の志が厚く、近隣の郷士や庄屋たちの密会の場であったという。寺院内には坂本龍馬首切り地蔵（右写真参照）がある。また須崎市指定文化財である「勤王僧智隆の真跡」や「発生寺の木造聖観音立像」がある。

須崎小学校  
(高岡郡奉行所跡・文武館跡)

藩政時代、山内氏入国当初は須崎に代官職が置かれ、柏原氏3代が任命された。幕末期になると異国船が頻繁に渡来するようになり海岸防護のため嘉永6年（1853）に郡奉行2人が常駐し、郡内の子弟を教育するために文武館が建設された。現在は須崎小学校となっている。



円教寺

円教寺は、浄土真宗本願寺派の寺院であり、大永4年(1524)に建立したと伝えられている。明治6年(1873)、14代龍照師は、私塾の寺子屋を改めて簡易小学校とした。これが当地小学校のはじまりであった。前庭にある大イチョウは須崎市指定文化財である。



お馬神社 (お馬堂)

土佐の夏を彩る「よさこい鳴子踊り」のメロディー、よさこい節に歌われる「土佐の高知のはりまや橋で坊さんかんざし買うを見た」のお馬を祀っている。お馬は、鋳掛け屋の娘として生まれ、五台山竹林寺の僧、純信と恋仲になったお馬さんは、世間の非難の中で、遂に駆け落ちしたが、捕えられ高知に連れ戻された。その後は別々に追放され、結局、二人の恋はかなわぬままに終わった。追放後のお馬は、須崎市に住み、17歳の時に大工米之助と結婚し、2男2女をもうけて約30年間暮らした後、明治18年(1885)東京へ転居した。お馬ゆかりの地にお馬堂が建てられ、「縁結びのご利益がある」として親しまれている。



宝永津波溺死の塚

宝永4年(1707)に発生した宝永大地震とそれに伴う津波により、須崎で溺死した400人余りの犠牲者を弔うための供養塚である。安政3年(1856)。宝永地震から150年忌にあたる年に、宝永大地震の際の溺死者400人余を改葬し、大善寺下に建立された。塚には、須崎における地震と津波の教訓が刻まれている。須崎市指定文化財である。

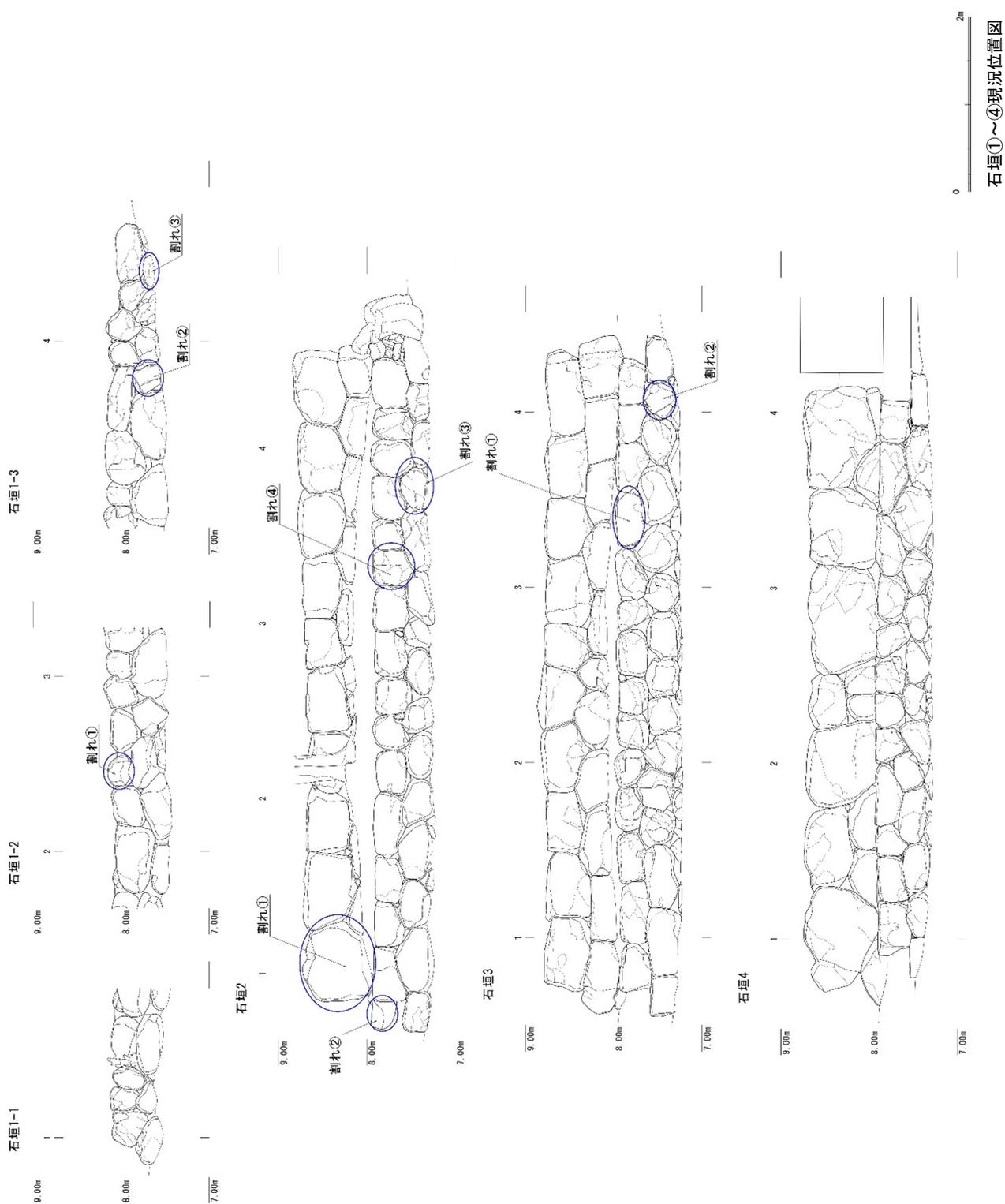


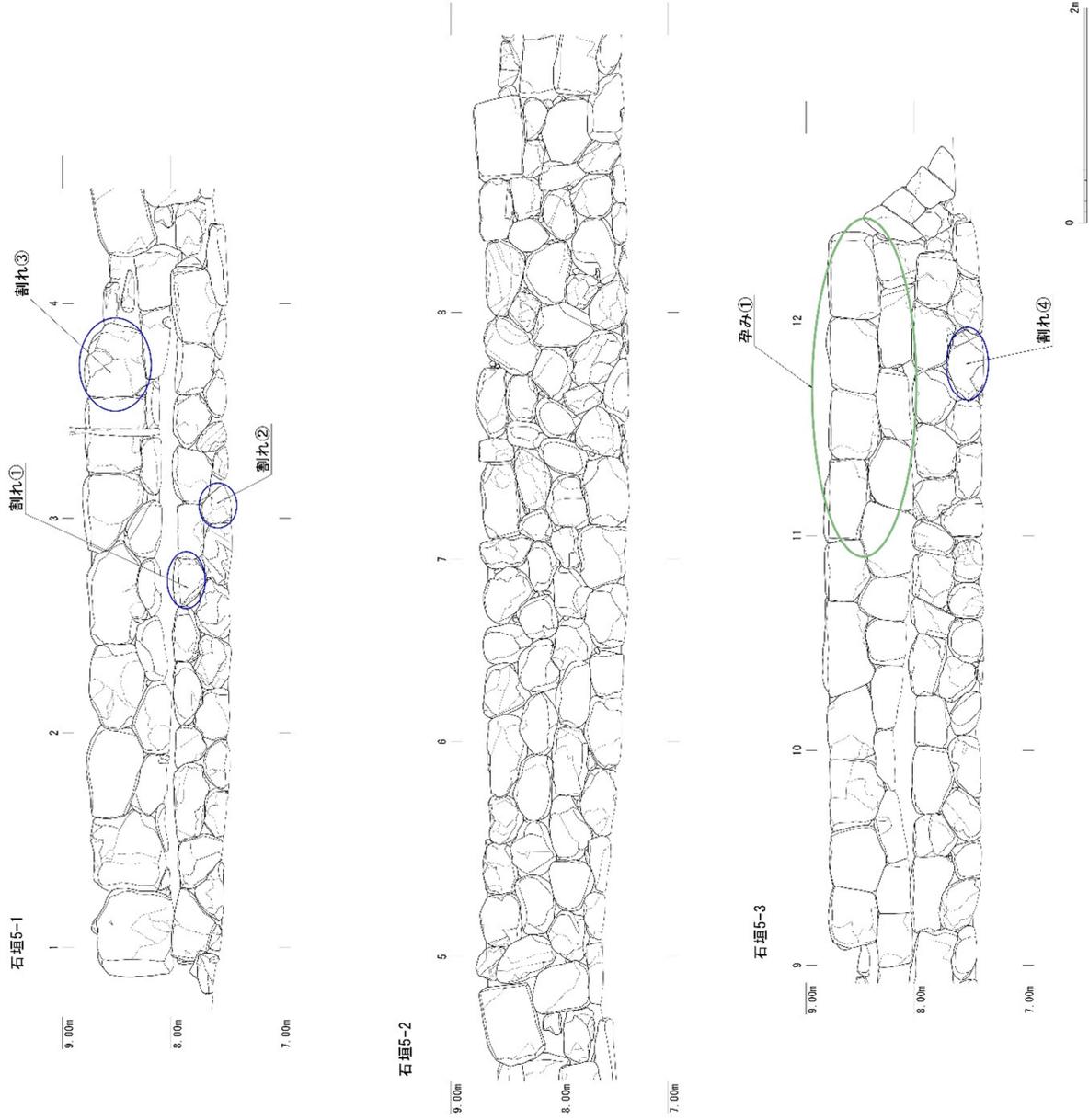
須崎城跡

須崎湾の奥、湾に接して南北にそびえる城山で鯛招城(鯛振城)、犬帰城(犬戻城)、鳥越城の三城からなる。鯛招城(鯛振城)は、津野氏が半山から須崎へ移った際に築いたとされている。犬帰城(犬戻城)は、標高150mのところにある津野氏が築いた番城である。鳥越城は、最も古い城跡と伝えられ、津野時代には番城であった。写真は、城山公園である。

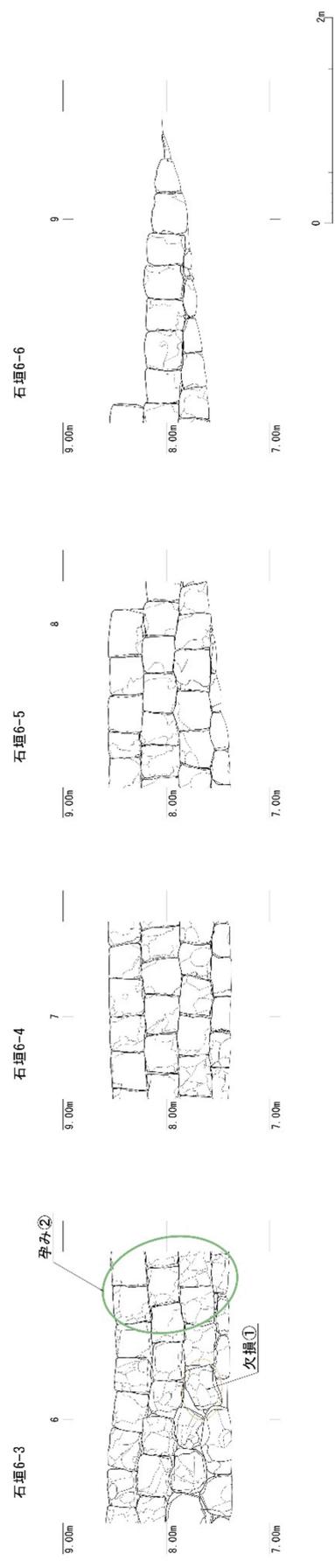
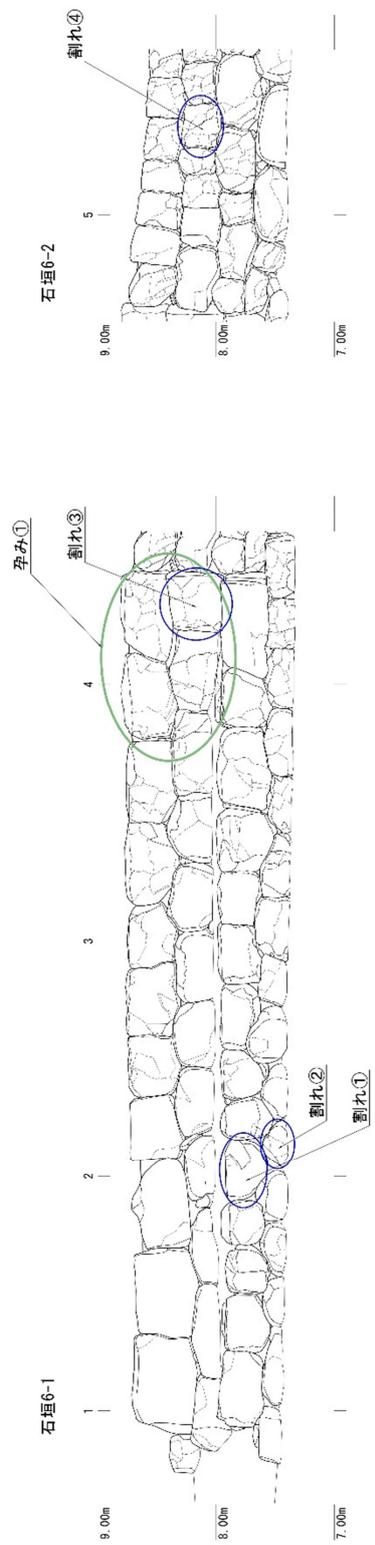
#### 4. 石垣立面図

令和6年度に実施した石垣測量及び石垣現況調査をふまえて作成した石垣立面図を以下に掲載する（石垣⑧、⑨現況位置図は再掲）。



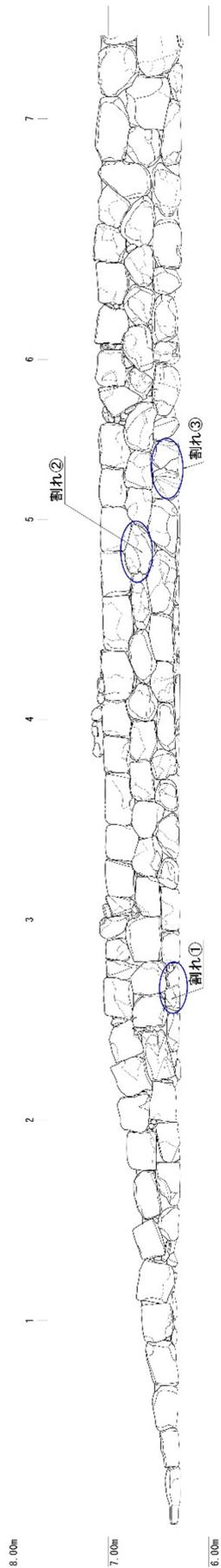


石垣⑤現況位置図

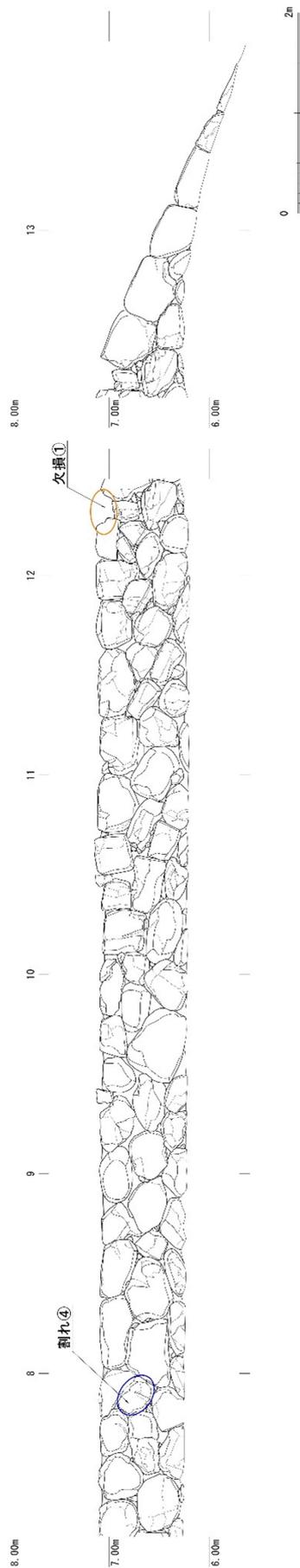


石垣⑥現況位置図

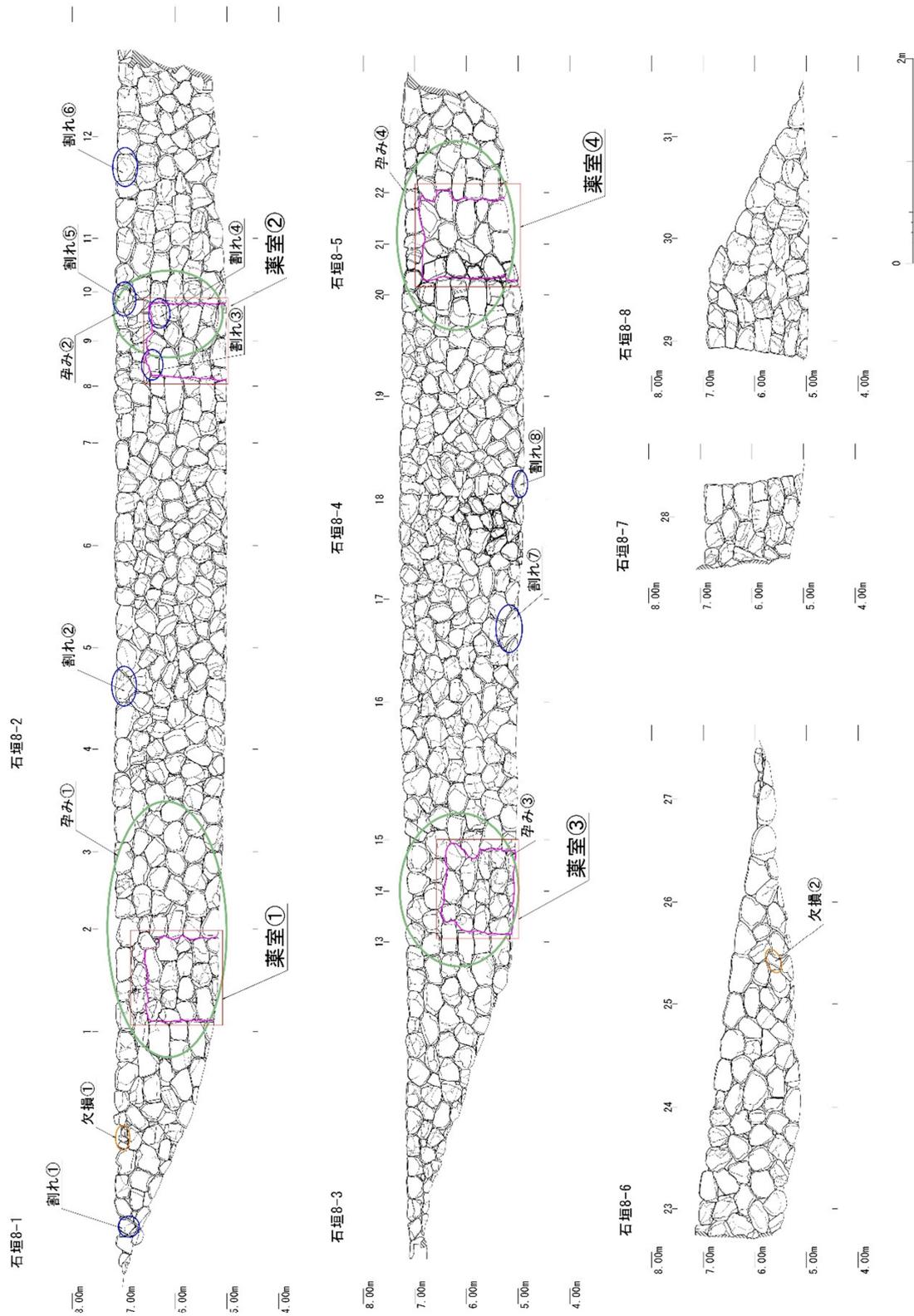
石垣7-1



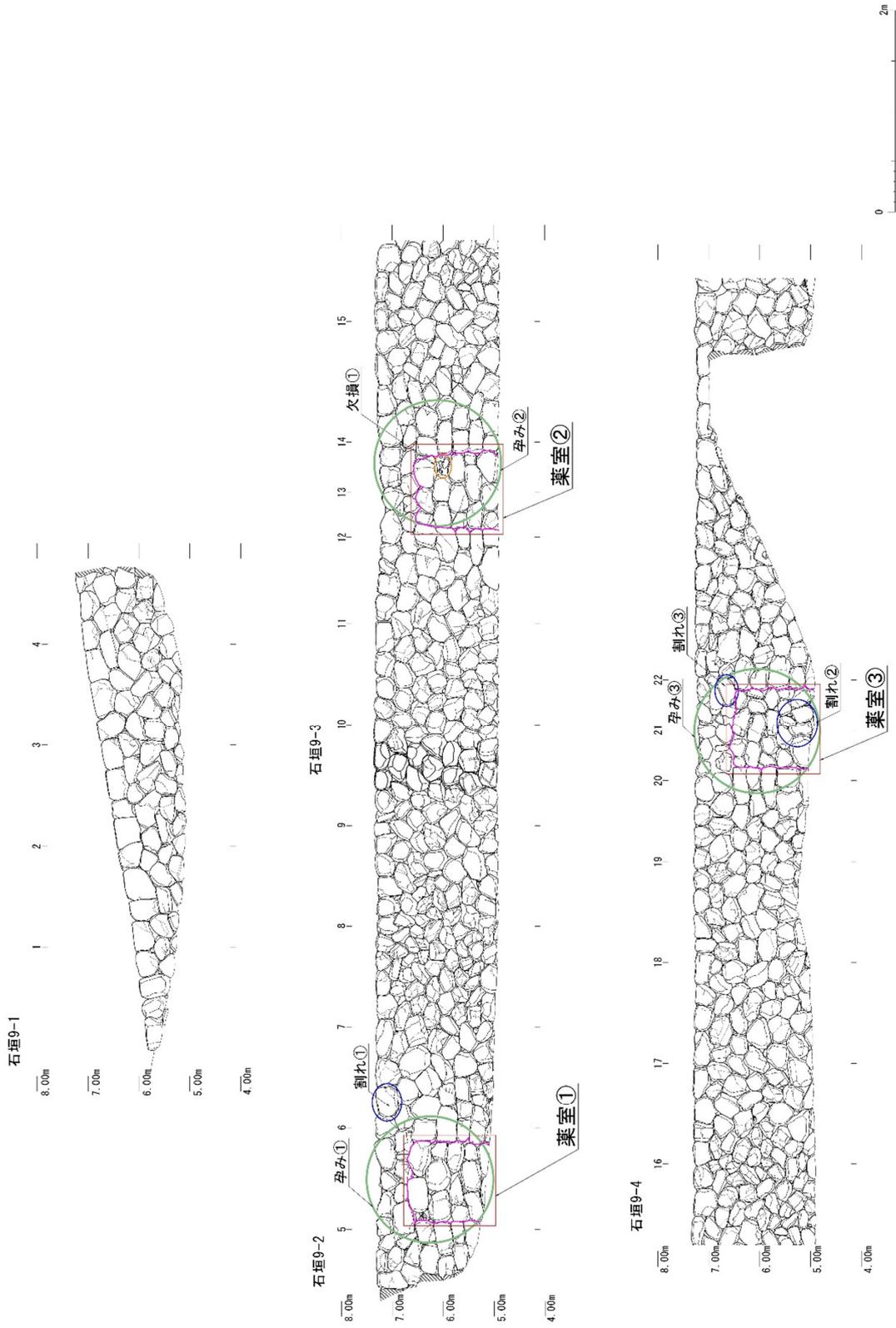
石垣7-1



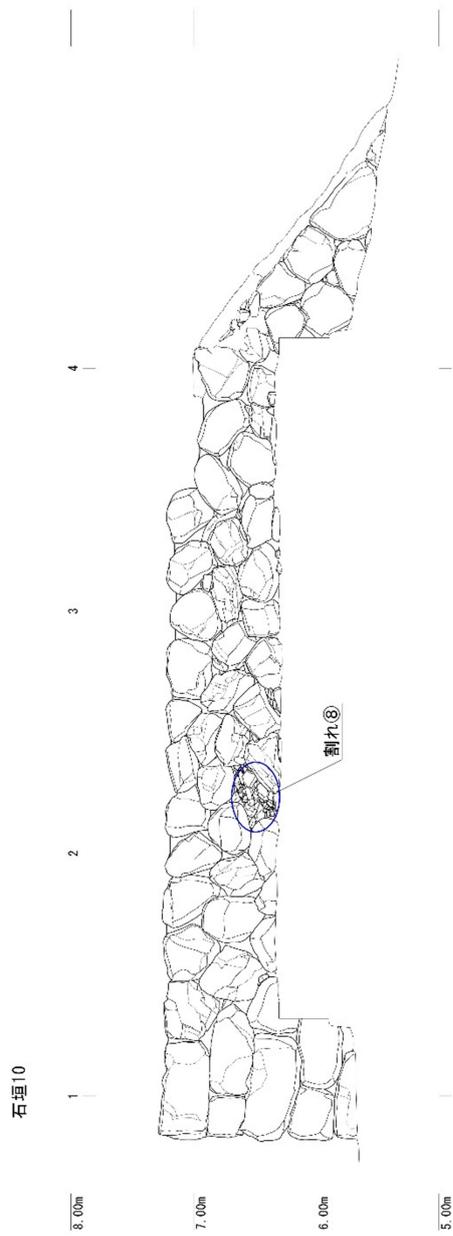
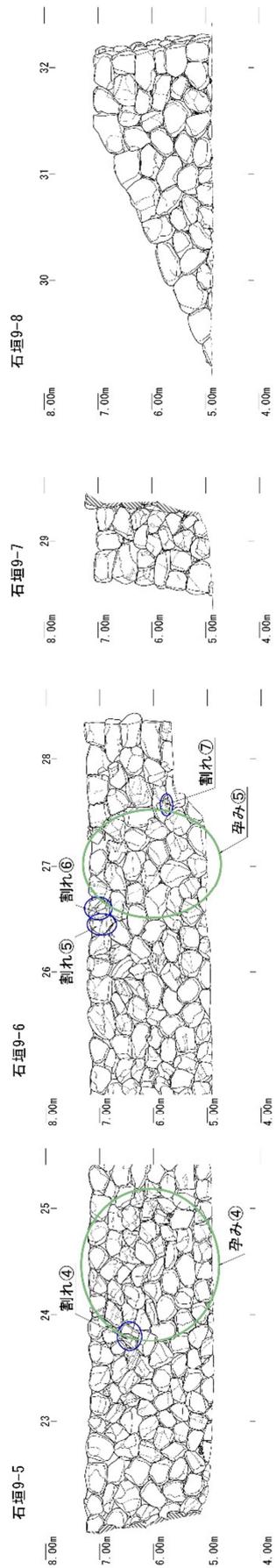
石垣⑦現況位置図



石垣⑧現況位置図（桃色の輪郭線の内側は葉室と推定される範囲）



石垣⑨-1 現況位置図（桃色の輪郭線の内側は葉室と推定される範囲）



石垣⑨-2、⑩現況位置図

## 5. 写真台帳

「4. 石垣立面図」で示した割れが見られる石材について、下記に写真を掲載する。  
(番号は、p. 121～127 を参照。)

### (1) 石垣①



割れ①



割れ②



割れ③

### (2) 石垣②



割れ①



割れ②



割れ③



割れ④

(3) 石垣③



割れ① (上から撮影)



割れ②

(4) 石垣⑤



割れ① (上から撮影)



割れ②



割れ③



割れ④

(5) 石垣⑥



割れ① (上から撮影)



割れ②



割れ③



割れ④

(6) 石垣⑦



割れ①



割れ②



割れ③

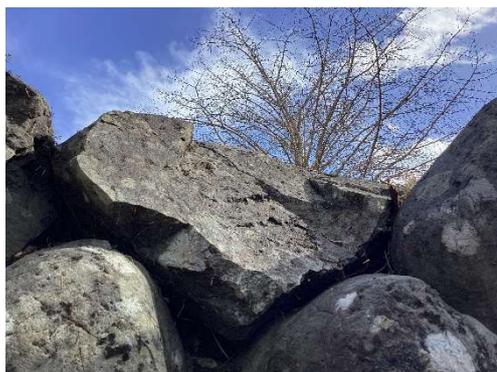


割れ④

(7) 石垣⑧



割れ①



割れ②



割れ③



割れ④



割れ⑤



割れ⑥



割れ⑦



割れ⑧

(8) 石垣⑨



割れ①



割れ②



割れ③



割れ④



割れ⑤



割れ⑥



割れ⑦

(9) 石垣<sup>⑩</sup>割れ<sup>①</sup>

## 6. 関係法令

## (1) 文化財保護法(抜粋)

(昭和25年5月30日、法律第214号)

最終改正：令和3年法律第22号

## 第一章 総則

(この法律の目的)

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

**第二条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(中略)

3 この法律の規定(第九十九条、第一百十条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。))中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

**第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たつて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

(滅失、き損等)

**第三十三条** 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき、損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

## 第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

**第九十九条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。))に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。))に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

**第一百十条** 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。))は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

**第一百十一条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化

庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

- 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

#### (解除)

**第一百二十二条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

#### (管理団体による管理及び復旧)

**第一百三十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

- 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第一百四十四条** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第一百五十五条** 第一百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三條の二第一項を除く。）及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

**第一百六十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

**第一百七十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

**第一百八十八条** 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三條の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

**第一百二十条** 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三條並びに第一百五條第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七條の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三條、第四十七條第四項及び第一百五條第二項の規定を準用する。

#### (管理に関する命令又は勧告)

**第二十一条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 前項の場合には、第三十六條第二項及び第三項の規定を準用する。

#### (復旧に関する命令又は勧告)

**第二十二條** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 前二項の場合には、第三十七條第三項及び第四項の規定を準用する。

(中略)

#### (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

**第二十五條** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三條第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 第一項の規定による処分には、第一百一條第一項の規定を準用する。
- 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三條第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。
- 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三條第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

#### (関係行政庁による通知)

**第二十六條** 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四條第一項又は第八十四條の二第二項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

#### (復旧の届出等)

**第二十七條** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二十五條第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### (環境保全)

**第二百二十八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (管理団体による買取りの補助)

**第二百二十九条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

#### (史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

**第二百二十九条の二** 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地  
二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容  
三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合においても、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

**第二百二十九条の三** 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

#### (現状変更等の許可の特例)

**第二百二十九条の四** 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

**(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)**

**第二百二十九条の五** 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該

認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

#### (認定の取消し)

**第二百二十九条の六** 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

#### (管理団体等への指導又は助言)

**第二百二十九条の七** 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

#### (保存のための調査)

**第二百三十条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

**第二百三十一条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（中略）

## (2) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成31年文部科学省令第7号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

#### (許可の申請)

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
  - 二 出土品の処置に関する希望

**（許可申請書の添付書類等）**

- 第二条** 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地を表示した実測図
  - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
  - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - 五 許可申請者が所有者以外のものであるときは、所有者の承諾書
  - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外のものであるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外のものであるときは、管理団体の意見書
  - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外のものであるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外のものであるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
  - 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等を行うとする箇所を表示しなければならない。

**（終了の報告）**

- 第三条** 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条第二項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

**（維持の措置の範囲）**

- 第四条** 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
  - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

**（国の機関による現状変更等）**

- 第五条** 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めるときを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

**（管理計画）**

**第六条** 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

**（市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示）**

**第七条** 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

**（3）文化財保護法施行令（抜粋）**

（昭和50年政令第267号）

最終改正：令和6年政令第174号

**（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）**

**第五条** 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合には、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要であると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合には、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからイまで及びロに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びロにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号イに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ロに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合には、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ロ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三百十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからイまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行うとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ロの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。



## 国指定史跡土佐藩砲台跡保存活用計画

令和8年3月 発行

編集・発行：須崎市教育委員会

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

TEL：0889-42-8591

FAX：0889-40-0073

